

医療的ケア等の実施を申し込むにあたり、以下の事項について同意します。

1. 保育士や看護師が十分に確保されないなど、施設の受入体制が整備されていない理由で入所保留となる場合があること。
2. 集団保育が原則であるため、特定の保育士や看護師が児童を常時見守りする個別対応は保証できないこと。
3. 原則として初日から一定期間、保護者付き添いの上保育が実施されること。
4. 医療的ケア等を実施するために必要な器具や消耗品は保護者が持参し、必要な点検、整備及び補充を行うこと。また、使用後の物品については、原則として保護者が持ち帰り処分すること。
5. てんかん等の既往及び疑いがある場合には、痙攣止めの薬剤を用意すること。その場合、消費期限等の管理は保護者の責任の下で行うこと。
6. 災害時対策として、万が一保護者がお迎えに来られないことを想定し、1日分の薬と経管栄養等の食事を予備として持参すること。
7. 看護師等の勤務時間外やその他やむを得ない事情等により、医療的ケア等を実施する体制が取れない場合には、保育の利用ができないことがあること。（入所希望する施設の看護師等の勤務時間について確認すること。）
8. 登所前によくお子さんの健康観察をし、体調が悪いときには保育の利用を極力控えること。また、いつもと違う様子があるときには、登所時に必ず保育士に伝えること。
9. 保育中に体調が悪化した場合には、あらかじめ指定された緊急連絡先に連絡をするため、必ず連絡が取れるようにしておくこと。また、施設が保育の継続が困難と判断した場合には、お子さんのお迎えをお願いすることがあること。
10. 施設で感染症が一定以上発症した場合には、お子さんへの感染を予防するため、保育の利用を控えてもらう場合があること。
11. 施設が必要と判断する場合には、主治医等を受診すること。また、受診に係る診療報酬及び入所手続きに必要な書類を作成する文書料等の費用は保護者負担となること。
12. 保育を実施するのに必要な範囲内で、施設や郡山市保育課が、主治医や関連施設等に対してお子さんについての情報や意見を求める場合があること。

13. 集団保育を実施するうえで必要な情報は、ほかの保護者と共有する可能性があること。
14. 施設外での活動の可否については、都度、施設と保護者で協議して決定すること。
15. 1か月以上登所がない場合や月の半分以上登所がないことが続く場合、この同意書により同意された内容が守られない場合、施設で入所継続が困難と判断した場合には退所となる可能性もあること。
16. 入所利用調整の過程において、保護者が郡山市に提出した書類を施設及び施設の嘱託医にも提供すること。
17. 医療的ケア等の内容に変更があった際は、あらためて要領に定める必要書類を郡山市保育課に提出すること。